

AGRI FACT 会員規約

第1条（目的）

株式会社農業技術通信社が運営する農と食の科学的情報サイト「AGRI FACT」(<https://agrifact.jp/>)（以下、「AGRI FACT」という）の理念、活動、会員の種別・会費・入退会等の基本的な事項を定めることを目的とする。

第2条（AGRI FACT のミッションと活動内容）

AGRI FACT は農と食の分野でファクト（事実）にもとづく以下の活動を通じて、健全な農業・食産業の発展と健康で豊かな食生活に寄与する。

- ・農と食の偽情報や誤情報のファクトチェック活動
- ・農と食の科学的理解を深めるリテラシー素材提供
- ・農と食の分野でのリスクコミュニケーション活動
- ・農と食の課題に対する国・国際機関への提言活動

第3条（会員の定義）

会員とは、AGRI FACT の理念と活動に賛同し、運営を賛助する個人、法人である。

第4条（入会）

1. 会員を希望する者は、別に定める入会申込書を提出する。
2. AGRI FACT が承認することにより入会とする。
3. 以下の事由があると判断した場合、入会を承認しないことがあり、その理由について一切の開示義務を負わないものとする。
 - i AGRI FACT が会員登録を相当でないと判断した場合
 - ii 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - iii 会員登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合

第5条（会費）

1. 会員は、年会費を納入するものとする。
2. 年会費の期間は、毎年12月1日から翌11月30日までの1年間とする。
3. 年会費の額は以下の通りとし、1口以上支払うものとする。

- | | |
|----|--------------------|
| 個人 | ： 3,000 円（税別）（一口） |
| 法人 | ： 30,000 円（税別）（一口） |

4. 会員資格は、1 年ごとに自動更新される。
5. 更新を希望しない場合は、翌年の 10 月末日までに退会の意思を通知する必要がある。
6. 会費は AGRI FACT の運営・活動費に充当するものとする。

第 6 条（会員に対する事業）

AGRI FACT は会員に対し、次の事業を行う。

1. AGRI FACT が作成又は発行する資料の提供。
2. AGRI FACT ホームページ（WEB サイト「AGRI FACT」）上での会員紹介。
3. AGRI FACT が主催/共催する会合等への参加案内。
4. 会員が抱える食や農に関する問題の受付・解決に向けた活動。
5. 会員向けに必要な応じた会合（情報交換会・勉強会・報告会等）の実施。

第 7 条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を当会に提出して、任意に退会できる。

ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第 8 条（会員登録の取消し）

1. AGRI FACT の理念・活動に反するような行為を行ったと認められる場合。
2. 会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
3. 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。
4. その他、AGRI FACT が不適切と判断する行為。

第 9 条（免責事項）

1. AGRI FACT は、会員に対する事業の完全な運営に努めるが、会員に対する事業の中断、運営の停止または廃止等によって会員に損害が生じても AGRI FACT は免責されるものとする。
2. AGRI FACT は、会員に発信する情報の正確性、完全性、有用性を保証しない。
3. AGRI FACT は、会員に対する事業により発生したいかなる損害についてもその責任を負わない。

第 10 章（本規約の改定）

本規約は、農業技術通信社 AGRI FACT 運営事務局により必要に応じて、改定することができる。

以上

附則 本規約は、2024 年 11 月 1 日から施行する。